

電気最終保障供給約款および離島供給約款の変更届出

2022年3月18日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、電気最終保障供給約款^{※1}および離島供給約款^{※2}の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第20条第1項および第21条第1項にもとづき、電気最終保障供給約款および離島供給約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出は、国の審議会における議論等を踏まえたものであり、以下の内容について変更を行います。

1. 主な変更内容

非F I Tの発電設備の取扱い

特段の理由がないにも関わらず分割された発電設備群について、「一つの発電設備」としてみなすよう変更を行います。

2. 実施日

2022年4月1日

以 上

※1 電気最終保障供給約款

高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、いずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結できないお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款

※2 離島供給約款

離島のお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款